

7. 税金の控除

税金の窓口

税金関係の相談や申請受付については、次の各機関で行っています。

■税務署（所得税、消費税、相続税などの国税）

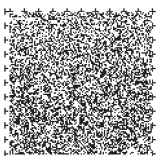
名称	所在地	電話
相模原税務署	〒252-5211 中央区富士見 6-4-14	(042)756-8211（自動音声による案内）

■県税事務所等（個人事業税、自動車税）

名称	所在地	電話	FAX
相模原県税事務所 （高相合同庁舎内）	〒252-0381 南区相模大野 6-3-1	(042)745-1111	(042)745-8032
相模原県税事務所 津久井支所	〒252-0157 緑区中野 937-2	(042)784-1111	(042)784-8590
自動車税管理事務所	〒232-8602 横浜市南区弘明寺町 31	(045)716-2111	(045)716-3199
自動車税管理事務所 相模駐在事務所	〒243-0303 愛甲郡愛川町中津 4075	(046)285-0198	(046)286-1719
自動車税 コールセンター	お問い合わせのみ受付けています。	(045)973-7110	

■市税相談窓口（市民税・県民税、軽自動車税）

区域	名称	所在地	電話
中央区	市民税課 （市役所第2別館1階）	〒252-5277 中央区中央 2-11-15	軽自動車について (042)769-8297 障害者控除について (042)769-8221
緑区	緑市税事務所 （緑区合同庁舎5階）	〒252-5177 緑区西橋本 5-3-21	(042)775-8806
	城山まちづくりセンター （城山総合事務所本館1階）	〒252-5192 緑区久保沢 1-3-1	(042)783-8103
	津久井まちづくりセンター （津久井総合事務所1階）	〒252-5172 緑区中野 633	(042)780-1400
	相模湖まちづくりセンター （相模湖総合事務所2階）	〒252-5162 緑区与瀬 896	(042)684-3214
	藤野まちづくりセンター （藤野総合事務所1階）	〒252-5152 緑区小淵 2000	(042)687-5514
南区	南市税事務所 （南区合同庁舎3階）	〒252-0377 南区相模大野 5-31-1	(042)749-2161



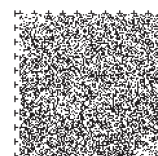
税金の特例措置等

身 知 精

区分	内容	控除等の金額	窓口
所得税	納税者自身が障がい者である場合か、同一生計配偶者又は扶養親族のうちに障がい者がいる場合、障がいの程度に応じて控除の適用を受けることができます。	特別障害者：40 万円 同居特別障害者：75 万円 一般障害者：27 万円	相模原税務署 (→40 ページ)
市民税・ 県民税	※障がい者に該当するかどうかは、その年の 12 月 31 日の現況によって判定します。 (その年の中途において死亡し、又は出国する場合には、その死亡又は出国のとき)	特別障害者：30 万円 同居特別障害者：53 万円 一般障害者：26 万円	市民税課 (→40 ページ)
相続税	障がい児・者が相続により財産を取得する場合に控除が受けられます。	特別障害者：(85 歳-相続開始時の年齢) × 20 万円 一般障害者：(85 歳-相続開始時の年齢) × 10 万円	相模原税務署 (→40 ページ)
贈与税	特定贈与信託(※)に基づき行われた贈与について、贈与税が非課税となります。 ※障がいがある方の生活の安定を図ることを目的に、親族の方などが信託銀行等に金銭等の財産を預け、信託銀行等がその財産を管理するもの	特別障害者：6,000 万円まで非課税 特別障害者以外の障がい者のうち精神に障がいがある方：3,000 万円まで非課税	特定障害者扶養信託契約を締結する各信託会社
利子所得の 非課税	手帳の交付を受けている方等の利子所得が非課税となります。	元本 350 万円までの預貯金などの利子が非課税	各金融機関 又は郵便局
個人事業税	両眼の視力喪失又は両眼の視力(屈折異常のある方は矯正視力)が 0.06 以下で、あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業を個人で行っている方	課税されない	相模原 県税事務所 (→40 ページ)
	1 級から 4 級までの身体障害者手帳を交付されている方で、個人で事業を行っている方	5,000 円を限度に減免	

7

税金の
控除



自動車税または軽自動車税

身 知 精

【障がい者の障がいの範囲】

手帳の種類	障がいの区分		障がいの級別等
身体障害者手帳	視覚		1 級～3 級、4 級の 1
	聴覚		2 級、3 級
	平衡機能		3 級、5 級
	音声機能又は言語機能 (★)		3 級
	上肢		1 級、2 級
	下肢		1 級～7 級
	体幹		1 級～3 級、5 級
	乳幼児期以前の 非進行性脳病変 による運動機能	上肢機能	1 級、2 級 (一上肢のみに運動機能障害がある場合 を除きます)
		移動機能	1 級～7 級
	心臓機能		1 級、3 級、4 級
	じん臓機能		
	呼吸器機能		
	ぼうこう又は直腸の機能		
	小腸の機能		1 級～4 級
	ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能		
	肝臓機能		
療育手帳			A1・A2
精神障害者保健福祉手帳			1 級
戦傷病者手帳			申請先へお問い合わせください。

★軽自動車税はそしゃく機能障害 3 級も対象となります。

※減免の対象となる障がいの程度については申請先へお問い合わせください。

※減免を受けることができる自動車は障がい者の方 1 人につき 1 台のみです。(自動車税減免と軽自動車税減免との併用不可)

【減免の手続きや対象など】

	自動車税	軽自動車税
問合せ先	自動車税コールセンター (40 ページ)	市民税課 (40 ページ)
申請先	自動車税管理事務所 (40 ページ) 自動車税管理事務所相模駐在事務所 (40 ページ) 相模原県税事務所(高相合同庁舎内) (40 ページ) 相模原県税事務所津久井支所 (40 ページ) ※できるだけ減免申請日の事前予約をお願いいたします	各区市税相談窓口 (40 ページ)
手続きに必要なもの	減免申請書・減免申請内容確認書・各種手帳・ 運転免許証・自動車検査証 ※その他書類の提出が必要になる場合がありますので、お問い合わせください。	各種手帳・運転免許証・納税通知書・ マイナンバーに関する書類 ※その他手続きに必要な書類は納税通知書のお知らせをご確認ください。
申請期限	新たに取得した自動車： 登録した日から 1 月を経過する日 既に所有している自動車：納税通知書に記載された納期限※期限後の申請は月割りで計算	毎年 5 月 11 日から 5 月 31 日まで (5 月 31 日が土・日曜日の場合は、 翌営業日まで)
対象となる自動車	日常生活で、障がい者の方がもっぱら使用する自動車、ア又はイいずれかの場合 ア 障がいのある方本人が所有するもので、障がいのある方本人、障がいのある方と生計を一にする方、障がいのある方のみで生活する方を常時介護する方が運転するもの イ 障がいのある方と生計を一にする方が所有するもので、障がいのある方本人、障がいのある方と生計を一にする方が運転するもの	

